

平成 28 年度事業計画

【事業方針概要】

平成 28 年度の事業は、昨年度の土地家屋調査士制度制定 65 周年、表示登記制度 55 周年を踏まえて、飛躍の年度として土地境界の専門家である土地家屋調査士が果たす役割を、官公署をはじめ国民から境界の専門家として認知されるように努めてまいりたいと計画しております。

土地家屋調査士の「土地境界の専門家」としての能力担保及び資質向上のできる事業、並びに社会的地位の向上に向けた事業方針として掲げております。

- 1 倫理と品位の確立
- 2 支部との連携強化
- 3 次世代の人材育成
- 4 理想的な財務の検討
- 5 業務基盤の確立
他団体との連携強化
- 6 研修体制の確立及び充実
- 7 制度広報の確立
空家等対策の推進に関する特別措置法への対応
 - ・市町村に設置する協議会への参加推進
 - ・県協議会の行う相談会等への協力
- 8 社会貢献事業の推進
 - (1) 境界問題解決センターふくおかの企画運営
 - (2) 社会連携講座の開講
 - (3) 登記所備え付け地図作成の受託体制の構築・検討
第 1 4 条地図作成作業への積極的関与
 - (4) 地域貢献活動の推進
各支部にて行われている地域貢献活動に対する支援活動

【総務部】

近年、国民の皆様より本会に対し多数の問い合わせが寄せられています。とりわけ、苦情相談及び法務局からの調査委嘱事件が多くなっています。その全てにおいて土地家屋調査士に問題があるとは言えないまでも、国民の大切な財産を扱う者として、我々土地家屋調査士に対し専門資格者として求められている責任も重くなっています。

ゆえに国民の期待に応えるためには業務の資質の向上もさることながら、専門資格者としての職責の認識と倫理の確立が必要不可欠であると考えます。それぞれの事案に真摯に対応することが国民の土地家屋調査士への信頼、土地家屋調査士制度の発展につながると考えています。

- 1 制度対策に対する事項
各部と連携をとり、迅速に対処する。
- 2 会員の品位保持のための指導及び連絡に関する事項
 - (1) 専門資格者(土地家屋調査士)としての倫理について会員への周知徹底を行う。
 - (2) 会員が品位を保持し適正な業務を行えるよう、指導及び連絡を行う。
 - (3) 懲戒処分事例集の製本の作成・配付を行う。
- 3 会員の執務の指導及び連絡に関する事項
 - (1) 会員への情報は、メール・県会ニュース・ホームページ等により伝達する。また、戸籍

- 謄本・住民票の写し等職務上請求書の使用簿の確認を行い、土地家屋調査士法第3条業務以外で使用をされている会員に対しては、注意等を行う。
- (2) 会員事務所への訪問を通して県会から会員への情報伝達を行う。
- (3) 会員必携の製本の作成・配付を行う。
- 4 会員の入会及び退会その他人事に関する事項
入退会の手続き等に関しては、会則や規則に基づき適切に対応する。なお、本会への入会予定者に対しては、入会手続の際、面談を行う。
- 5 本会が所有する会員の個人情報の公開に関する事項
本会及び会員に関する情報並びに懲戒処分の情報及び注意勧告の情報については、規則等に則り、本会ホームページ上で公開する。
- 6 本会及び会員の個人情報の保護に関する事項
- 7 会員の業務等に対する苦情相談及び紛議の調停に関する事項
- 8 非調査士等による調査士業務の排除に関する事項
業務部と連携して土地家屋調査士法第68条への厳格な対応を目指す。さらに、平成22年4月1日より施行された土地家屋調査士法施行規則第39条の2への対応としても各支部と連携して対応する。
- 9 その他、他の部の所掌に属さない事項
(1) 法律改正への対応及び会則等の整合性をとるため、適正な整理を行う。その際、会則・規則・規程等については、早急にホームページのデータを更新する。
(2) 制度及び社会情勢を見据えた上で、組織について継続して検討する。
(3) 「ワイドエリアネットワーク会議」について、会員の資質向上に寄与できるよう、会議の成果については今後の会務執行に活かす。
(4) 九州ブロック協議会では、会務を運営する際の問題について、ブロック内で情報を共有し、問題を解決するべく相互に協力をする。また、会員に対して必要な情報を提供する。
- 10 各部と連携してホームページの掲載内容の検討を行う。
- 11 各支部と連携してスムーズな会務運営を図る。

【財 務 部】

平成28年度は、福利厚生及び共済事業の充実、会計監査への対応と共に、会館有効利用のための様々な検討を行います。

また会務の予算執行状況を把握し、助言して行きます。

- 1 福利厚生及び共済事業の充実
(1) 国民年金基金の加入促進
県会ニュース・県会会報等を利用して、一層の加入者の促進を行う。
(2) 親睦事業への支援
会員の愛好会・同好会及び支部合同親睦事業への支援を行う。
(3) 健康に関する支援
各支部の健康促進に関する事業への支援を行う。
- 2 会計監査事務への対応
会計監査に対応し必要に応じて勘定科目等を見直す。
- 3 事業予算執行状況の把握・助言
事業予算の執行状況を把握し助言を行う。
- 4 会館の有効利用の検討
会館3室の有効的な使用方法、会館の将来展望、特別会計のありかた等を前年に引き続き他の部の協力を得ながら検討する。

【業 務 部】

土地家屋調査士の信頼を更に向上させるよう、調査・測量実施要領に準拠した業務の徹底を呼びかけ、業務の適正化を図っていくよう、会員への助言や業務指導を行います。

隣接法律専門職に期待された信頼をより堅固にしていくため、様々な制度変化に対応するとともに会員に情報を伝達します。

また、官公署に対して業務に関する要望や情報提供を求め、会員に必要な情報を公開して行きます。

1 会員への情報伝達及び業務指導

(1) 土地家屋調査士の業務に関する情報に対応し、会員に伝達を行い、必要に応じ業務指導を行う。

(2) 会員からの業務に関する質問に対応する。

2 基準点の使用承認、認定登記基準点への対応

(1) 不動産登記規則第 77 条の公共基準点の利用について引き続き各市町村への包括使用承認を行い、基準点使用報告書提出の徹底を会員に呼びかける。

(2) 必要に応じ認定登記基準点の事務手続きを行う。

3 官民境界等への対応

(1) 官民境界に関する改善点を把握し、必要に応じて担当官公署へ協議や要望を行う。

(2) 官民境界に係る境界標保全のお願いを、継続して担当官公署へ行う。

(3) 市町村に土地所有者等不明時の依頼書に関する協議や要望を継続する。

(4) 県内各市町村等の官民境界協議書類のデータ収集を行い、ホームページに掲載する。

4 不動産登記法第 14 条地図作成作業（従来型・大都市型）への対応

法第 14 条地図作成作業について、必要に応じて法務局と協議を行い対応する。

5 福岡法務局との協議会等の開催

(1) 表示に関する登記事務について福岡法務局と事務連絡協議会を行い、業務に関する問題点等を協議する。

(2) 土地建物実地調査要領の改定版の印刷・配付を行う。

6 対外的業務活動

(1) 土地家屋調査士法第 68 条(非調査士)の周知徹底

総務部と連携して、土地家屋調査士法第 68 条について引き続き徹底を呼び掛けていく。

(2) 公共嘱託登記土地家屋調査士協会との協議会開催

必要に応じて公共嘱託登記土地家屋調査士協会と協議会を開催する。

7 適正な業務と報酬の分析

報酬額の運用における実態調査及び統計資料の作成を行う。

8 空家等対策の推進への対応

(1) 福岡県空家等対策連絡協議会に有識者団体として参加する。

(2) 県内各市町村に、空家対策等の推進に関する「特別措置法第 7 条に基づく」市町村協議会の構成員として、活動できるように啓蒙活動を行う。

【広 報 部】

制度制定 65 周年を終え、次の時代に向け更なる土地家屋調査士の知名度を上げる為、28 年度は新たな試みとして、より市民の皆様に近い場所で広報活動を実施したいと考えています。

具体的には、現在各支部にて実施していただいている地域貢献活動の場をお借りして、調査士の制度広報を行います。また、毎年行っている無料相談会、新聞等の広告は継続し、各広報部理事が支部の地域貢献活動に参加し、年末に発行を予定している、「会報ふくおか」にて活動報告を行うものとしします。

今後とも「境界紛争ゼロ宣言」を発信して、官公署をはじめ国民から境界の専門家として認知されるよう広報活動を行います。

1 対外的広報

(1) 行評なんでも相談会

行政評価局主催の「行政なんでも相談」については、毎月第一金曜日の当番日に相談会の対応を行う。

(2) 無料相談会

7月31日の「土地家屋調査士の日」は広報部理事により無料相談会の開催を実施する。

10月1日の「法の日」は各支部協力のもと無料相談会を実施する。

今年度も無料相談会を実施し、毎週県内の3地区の内1地区では相談会を開催する体制を整える。

本年度は北九州地区の無料相談会の一部(5月・8月・11月・2月)については行政評価局主催の無料相談会の会場にて行う。

(3) 看板、新聞紙面を活用し、調査士制度・ADR・相談会等の案内広告を行う。

大橋地区に設置している街頭看板については、老朽化が進んでいる為、本年度内に撤去作業を行う。

(4) 行政機関で発行されている、広報誌に無料相談会等の告知広告を掲載する。

(5) 各支部の地域貢献活動について県会より助成を行い、従来以上に地域に貢献する。

2 対内的広報

(1) 会報は年1回、1月に冊子版の会報を発刊する。

(2) ホームページによるスケジュール・伝達事項(県会ニュース)等の告知をする。

(3) ホームページ内に「資料センター」を新設する為、社会事業部と連携しホームページのリニューアル作業を行う。

【研 修 部】

全体研修会については、会員の皆様に積極的に参加していただくため、電子会議システムを使用し、メイン・サブ会場で開催します。

専門研修会については、隣接する関連法令を学び、事務所を運営していくうえで必要な知識を習得するために、回数を増やして開催します。

支部研修会については、講師の派遣や補助金の交付等を行います。

新入会員研修会については、2日間開催とし新入会員の育成に努めます。

補助者研修会については、研修内容の充実を図るとともに補助者規程中、研修に関する規程の見直しを検討します。

土地家屋調査士CPD制度への対応については、全会員がポイントを取得する機会となる研修会を検討します。

1 全体研修会

北部・中部・南部において、メイン会場及びサブ会場2ヶ所を設置し、メイン会場は持ち回りとする。また、支部会場での開催を希望する支部については、機器接続等の支援を行う。

(1) 第1回

日時：平成28年6月28日(火) 13時00分～16時30分

会場：北部【メイン】北九州イノベーションギャラリー

中央【サブ】福岡商工会議所

南部【サブ】おりなす八女

(2) 第2回

日時：平成 28 年 9 月 13 日（火）

会場：北部 北九州イノベーションギャラリー

中央 福岡商工会議所

南部 おりなす八女

2 専門研修会

研修部主管 4 回及び社会事業部主管 3 回の有料研修として 7 回開催する。

3 支部研修会

全体研修会で周知出来ない細部事項や全会員が業務を行う上で必要な事項等の伝達を支部研修会で補って頂けるようお願いするとともに講師の派遣を行う。

なお、実施した支部に対し、参加者 1 名につき 1,000 円の補助金を交付する（支払時期は年度末とする）。但し、交付回数は 1 回とし、会場費については支給しない。

4 新入会員研修会

平成 26 年 1 月以降に入会し、本会主催の新入会員研修会を未だ受講していない会員を対象に、専門家として求められている資質と姿勢、実務を行う上で知っておかなければならない事項及び新入会員が間違いを犯しやすい事項等について周知を図ることを目的として研修会を開催する。

5 新人実務体験研修

土地家屋調査士の有資格者と土地家屋調査士登録後 2 年以内の新人を対象として、講師事務所に配属し有料研修として実施する。受け入れ講師については、講師候補者が所属する支部から推薦された者から選考する。研修期間は、2 週間以上 3 ヶ月程度とし、受入れ講師と新人の実情に合わせて期間を決定する。

6 補助者研修会等

補助者の資質向上を図るため、補助者として気を付けなければならない倫理や職務上請求書の取扱い等について、有料研修として実施する。また、補助者研修会への積極的な参加を推進するために、補助者規程中、研修に関する規程の見直しを総務部と連携して検討する。

7 土地家屋調査士専門職能継続学習（土地家屋調査士 CPD）制度への対応

専門資格者として、業務遂行のための専門知識と技術の維持・向上を図る為、専門職能継続学習（土地家屋調査士 CPD）の機会を会員に保証することが求められているとともに会員は積極的にポイントを取得することを求められている。参加しやすい研修会の開催を企画するとともに積極的に参加する研修会の開催を検討することにより、土地家屋調査士 CPD 制度に対応するものとする。

なお、取得ポイントについては引き続き広報部と連携し、会員ごとにホームページで公開する。

【社会事業部】

制度及び社会情勢を見据えたうえで、会務がより効果的に運営されるものにするために、専門研究委員会、福岡専門職団体連絡協議会等を所管すると共に、土地家屋調査士会が行っている社会貢献事業を所掌し、土地家屋調査士の専門的職能を活用して、社会への貢献を充実させる取り組みを行います。

1 筆界特定制度への対応

(1) 福岡法務局との協議会

筆界特定制度に関して福岡法務局と協議会を開催する。

(2) 筆界調査委員の意見の集約

筆界特定制度に関して筆界調査委員の意見の集約を行う。

(3) 専門研修会への協力

研修部と協力し、専門研修会の企画及び研修会を実施する。

(4) 境界鑑定実務の資料収集と研究

土地家屋調査士法第 25 条第 2 項に規定する「地域の慣習」にかかわる地図等の歴史的資料の収集及び研究を行う。又官公署への資料提供を反復継続して求めていく。集まった資料に関しては資料センターにて保管を行う。

2 社会貢献事業の構築・推進

(1) 社会連携講座

後継者育成問題に対応するため、また、筆界特定・ADR 等筆界に纏わる表題登記制度・土地家屋調査士の職務・土地家屋調査士と司法との関わり等について学生が広く理解する機会を提供するため社会連携講座を昨年を引き続き行う。

社会連携講座は、土地家屋調査士制度の知名度アップ・地位の向上・後継者の育成の観点から、また、土地の歴史、地図の歴史等を研究する人材育成の観点から九州大学法学部の学生を対象としたもので、各部と支部の協力を得て、社会連携講座を開講する。

(2) 防災ネットワークの構築

3 専門研究所への対応

専門研究所の研究について支援を行う。

4 福岡専門職団体連絡協議会（業際ネットワーク）

福岡専門職団体連絡協議会は、8 士業（本会・九州北部税理士会・福岡県司法書士会・公益社団法人福岡県不動産鑑定士協会・福岡県行政書士会・福岡県社会保険労務士会・福岡県弁護士会・日本公認会計士協会北部九州会）の相互理解と協調により友誼を深め、加入団体に寄与し、もって地域社会に貢献することを目的とする。

(1) 第 26 回定期大会への参画

平成 28 年 9 月に開催される第 26 回定期大会に参画する。

(2) 共同相談会への支援

年に一度、県内 4 地区で開催される「くらし・事業なんでも相談会」への支援を行う。

中央地区で年 2 回開催される「くらし・事業なんでも相談会」への支援。委員、会員の協力のもと、開催される相談会は 8 士業の社会貢献として定着しており、広報活動として関係機関の広報紙掲載に向け積極的に働きかけ、事業への支援を行う。

(3) 不動産研究会及び企業法務・会計部門研究会への支援

不動産研究会及び企業法務・会計部門研究会は士業間において継続的に発表会が実施される中で、本会の当番時に発表担当者への支援を行う。

(4) 士業間親睦事業への支援

継続的に実施されている親睦事業への支援及び同好会への支援を行う。

(5) 専団連ホームページの更新への支援

専団連で広報活動の一環として立ち上げられたホームページが見直しされる際、本会として支援を行う。

(6) 新規会員交流会への支援

各士会の会員の交流会に参加者する会員へ支援を行う。

5 「境界問題解決センターふくおか」への支援